

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区		分	数	量									
引	取	数	量	①	809,226								
課	税	対	象	と	な	ら	な	い	数	量	②	84,211	
		差	引								(①-②) ③	725,015	
欠減量	特約業者	元	売	業	者	分	1	/	100			6,320	
		元	売	業	者	分	0.3	/	100			279	
		計									④	6,599	
課	税	標	準	量	(③-④)	⑤						718,416	
その他(申告納付等)の分	特約業者又は元売業者による燃料炭化水素油の	販売業者による	混和軽油等の	販売量								0	
		炭化水素油の	消費量									17	
		その他										1,222	
		小計										⑥	1,239
	課税対象と	ならない数量	特約業者又は元売業者による燃料炭化水素油の	販売業者による	混和軽油等の	販売量							0
			炭化水素油の	消費量									10
			その他										330
小計												⑦	340
課	税	標	準	量	(⑥-⑦)	⑧						899	
		合	計								(⑤+⑧)	719,315	
特別徴収義務者数等	元売業者	本店の	数									1	
		登録事務所等の	数										20
	特約業者	本店の	数										94
		登録事務所等の	数										213
計	本店の	数										95	
	登録事務所等の	数										233	
仮特約業者	本店の	数										0	
	登録事務所等の	数										0	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」は、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取に係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」は、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取に係る免税軽油の合計数量を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」は、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の合計数量を記載した。
- 「特別徴収義務者数」は、平成22年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」欄には、本店(本社)が本県に所在するものについてのみ記載した。

○ 事務所別内訳

区	分	大河原	仙台南	仙台中	仙台北	塩釜	
特別徴収義務者数	元売業者	-	-	14	6	-	
	特約業者	11	16	93	28	12	
	計	11	16	107	34	12	
引取数量		26,122,503	129,441,530	663,455,106	560,828,403	13,114,725	
課税対象とならない数量及び欠減量		3,113,324	4,481,653	331,527,231	382,996,544	2,345,644	
差引課税標準量		23,009,179	124,959,877	331,927,875	177,831,859	10,769,081	
申告納付等		92,227	83,080	101,970	112,612	185,953	
合計課税標準量		23,101,406	125,042,957	332,029,845	177,944,471	10,955,034	
調	定	額	741,555	4,013,879	10,658,158	5,712,017	351,656

(特別徴収義務者は、平成22年2月末日現在。)